

# 駐 車 場 利 用 案 内

## 1, 駐車場利用規則

---

(通則)

### 第1条

本駐車場（以下「駐車場」という）の利用に関する事項は、出島メッセ長崎条例、同条例施行規則及びこの規則（以下「規則等」という）によるものとします。

(契約の成立)

### 第2条

駐車場の利用者（以下「利用者」という）は、この規則を承認のうえ駐車場を利用するものとします。

(営業時間)

### 第3条

駐車場の営業時間は、毎日午前0時から午後12時までとします。

(営業休止等)

### 第4条

管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という）を行うことができます。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

### 第5条

駐車場に駐車することのできる車両は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とします。

(駐車場の入出等)

### 第6条

車両が入庫するときは、駐車券の交付を受け、入庫するものとします。

2 車両が出庫するときは、駐車料金を納付し、出庫するものとします。

3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することがあります。

(駐車位置の変更)

### 第7条

管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがあります。

(駐車場内の通行)

### 第8条

利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

## 第9条

前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

## 第10条

管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることがあります。

- (1) 次の車両を駐車しようとするとき。
  - ア 普通車・長さ4.8m、幅1.9m、高さ2.1mを超える車両。  
(小型表示の車室は、長さ4.4m、幅1.7m、高さ2.0mを超える車両)  
(軽表示のある車室は、長さ3.4m、幅1.48m、高さ2.0mを超える車両)
  - イ 長さ2.5m、幅1.3m以下の車両。
  - ウ 総重量2.0tを超える車両。
  - エ 最低地上高15cm以下の車両。
  - オ 最低地上高25cm以上の車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある車両。
  - カ オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
  - キ 改造した車両、あるいはエアロパーツ、又は車両下部に樹脂製のパーツを装着した車両。
  - ク 自動車登録ファイルに登録されていない車両、有効な自動車検査証の交付を受けていない車両、その他法令により道路を運行することが禁止されている車両。
  - ケ 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録自動認識装置による読み取りが困難な車両。
  - コ 自動車登録事項の変更、所有者の変更があつたにもかかわらず、変更登録・移転登録を行っていない車両。
  - サ 臨時に運行を許可されたにすぎない車両(臨時運行許可車両)。
  - シ 車両入庫認識装置が作動しない車両。

- ス 危険物、爆発物、有害汚染物質、その他安全若しくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生若しくは液汁漏出の原因となる物品を搭載している車両。
- セ 駐車場管理者が指定する以外の小型特殊自動車・サイドカー・三輪車・バギー・トライク等。
- ソ 特殊自動車・工事車両・被牽引車両その他自走できない車。
- タ 駐車場管理者が指定した車両。
- チ その他駐車場の管理上、支障のある車両。

- (2) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (3) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (4) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (5) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (6) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

#### 第11条

管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することがあります。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき

(事故に対する措置)

#### 第12条

管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることがあります。

(駐車料金)

#### 第13条

駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとします。

種別 車種	通常の駐車料金（入出庫1回につき）			
	平日		休日又は特定日	
	最初の1時間まで	その後20分までごと	最初の1時間まで	その後20分までごと
普通自動車	600円	200円	600円	200円
小型自動車 軽自動車	1日（午前0時から午後12時までをいう。）当たりの金額は、2,000円を上限とする。			

(時間制駐車料金おける駐車時間)

#### 第14条

時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなします。

(引取りの請求)

#### 第15条

時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく長時間駐車している場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができます。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができます。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てを行うことはできません。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができます。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負いません。

(車両の調査)

#### 第16条

管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む)を調査することができます。

(車両の移動)

#### 第17条

管理者は、第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができます。

(車両の処分)

#### 第18条

管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができます。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車

両の保管に要する費用を含む)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができます。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示することとします。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとします。

(保管責任)

#### 第19条

管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を確認して車両を出庫させたときまで、車両の保管責任を負います。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を確認して車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負いません。

(利用者に対する損害賠償責任)

#### 第20条

管理者は、車両保管にあたり、第22条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負います。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

#### 第21条

管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負いません。

(免責事由)

#### 第22条

管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負いません。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第4条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第11条の規定による措置

#### 第23条

管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとします。

(駐車場内の撮影等)

#### 第24条

管理者は、駐車場内の安全確保の為、ビデオ・カメラ等により駐車場内及びその周辺



この規則は、予告なく変更する場合があります。予めご了承ください。

施行：2020年11月1日

---

■個人情報の取り扱いに関する基本方針（プライバシー・ポリシー）

本施設は、お客様の個人情報を適切に保護することは、本施設に課された社会的責務であると考えております。本施設は、この責務を果たし、個人情報の取得・利用及び管理を適正に行う為、「個人情報の取り扱いに関する基本方針」を定め、お客様の信頼にお応えいたします。「個人情報の取り扱いに関する基本方針」についての内容は、本施設ホームページをご参照ください。

---

**出島メッセ長崎**

株式会社ながさき MICE

[info@dejima-messe.jp](mailto:info@dejima-messe.jp)

<https://dejima-messe.jp>

第1版：2020年11月1日